

議案第33号

教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月15日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新倉 聰

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条学校食育課の部中第6号を次のように改める。

(6) 学校給食センターの管理に関すること。

第7条の2に次の1号を加える。

(9) 学校給食センター

第25条を第26条とし、第20条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第19条の次に次の1号を加える。

(学校給食センター)

第20条 学校給食センターの所長は、学校教育部学校食育課長をもって充てる。

2 学校給食センターの職員は、学校教育部学校食育課の職員をもって充てる。

3 学校給食センターに係長及び主査を置くことができる。この場合において、係長及び主査の配置は、学校教育部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

横須賀市学校給食センター竣工に伴い、教育委員会事務局等事務分掌規則の改正が必要なため。

(学校教育部)

第7条 学校教育部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。

教育指導課

- (1) 教育課程(特別支援教育、学校保健及び学校体育を除く。)の指導助言に  
関すること。
- (2) 児童生徒の学習指導及び進路指導に関すること。
- (3) 学校運営の調整に関すること。
- (4) 校外行事及び教材選定の承認に関すること。
- (5) 教育課程の研究委託に関すること。
- (6) 教科用図書に関すること。
- (7) 学則に関すること。
- (8) 授業料、保育料等に関すること。
- (9) 市立高等学校生徒及び市立幼稚園園児の募集に関すること。
- (10) 通学路に関すること。
- (11) 学校評議員に関すること。
- (12) 教育研究所との連絡に関すること。
- (13) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。
- (14) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

支援教育課

- (1) 支援教育に係る総合調整に関すること。
- (2) 学齢児童生徒の就学に関すること。
- (3) 幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学手続きに関すること。
- (4) 特別支援教育の教育課程の指導助言に関すること。
- (5) 児童指導及び生徒指導に関すること。
- (6) 学校及び学級経営の支援に関すること。
- (7) 教育相談に関すること。
- (8) 外国籍児童生徒等の支援に関すること。
- (9) 就学の奨励及び援助に関すること。
- (10) 奨学金の支給に関すること。
- (11) 私立学校(幼稚園を除く。)の助成に関すること。
- (12) 交通費児童奨学基金の管理に関すること。
- (13) 就学支援基金の管理に関すること。

保健体育課

- (1) 児童生徒の健康管理に関すること。

- (2) 学校の環境衛生に関すること。
- (3) 学校保健及び学校体育の教育課程の指導助言に関すること。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの連絡に関すること。
- (5) 学校災害の見舞金に関すること。
- (6) 児童生徒の健康の保持増進及び体力の向上に関すること。
- (7) 体育及び保健体育の副読本に関すること。
- (8) 学校体育の研究委託に関すること。
- (9) 学校水泳プールの運営に関すること。
- (10) 学校体育団体の育成に関すること。
- (11) 社会体育行事の開催支援に関すること。

#### 学校食育課

- (1) 学校における食育に関すること。
  - (2) 学校給食の献立の作成及び物資の調達に関すること。
  - (3) 学校給食の衛生管理に関すること。
  - (4) 学校給食施設設備の維持管理に関すること。
  - (5) 給食費に関すること。
  - (6) 中学校完全給食の実施に関すること。
- ← (6) 学校給食センターの管理に関すること。

#### (教育機関の組織)

##### 第7条の2 教育機関に次の組織を置く。

- (1) 中央図書館
  - (2) 北図書館
  - (3) 南図書館
  - (4) 児童図書館
  - (5) 自然・人文博物館
  - (6) 美術館
  - (7) 万代会館
  - (8) 教育研究所
- ← (9) 学校給食センター

第19条 教育研究所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修等に関すること。
- (3) 学校における人権教育に関すること。
- (4) 教育の情報化推進に関すること。
- (5) 校務の情報化に関すること。
- (6) よこすか教育ネットワークの管理運営に関すること。
- (7) 教育及び校務に係るICT環境整備に関すること。
- (8) 教育図書その他の資料に関すること。
- (9) その他教育研究所業務に関すること。



(附属機関)

第20条 法令又は条例により設けられた附属機関の名称、所掌事務及び庶務担当課は、次のとおりとする。

(1) 法令によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
社会教育委員会	教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。	生涯学習課

(2) 条例によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
横須賀市立小中学校適正配置審議会	横須賀市立の小学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。	教育政策課
文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課
国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。	
生涯学習センター指定管理者選考委員会	教育委員会の諮問に応じて生涯学習センターの指定管理者の選考を行うこと。	
横須賀市学力向上推進委員会	市内における子どもの学力向上のための取組み等に関する事項について審議すること。	教育指導課
横須賀市教科用図書採択検討委員会	市立学校において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議すること。	
横須賀市支援教育推進委員会	教育委員会の諮問に応じて支援教育の推進及び充実に関する事項について調査審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	支援教育課
横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学め等課題解決校問題について調査審議すること。	

(学校給食センター)

第20条 学校給食センターの所長は、学校教育部学校食育課長をもって充てる。

2 学校給食センターの職員は、学校教育部学校食育課の職員をもって充てる。

3 学校給食センターに係長及び主査を置くことができる。この場合において、係長及び主査の配置は、学校教育部長が定める。

横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	学校食育課
横須賀市子ども読書活動推計画改定検討委員会	横須賀市子ども読書活動推進計画に関する事項について審議すること。	中央図書館
横須賀美術館運営評価委員会	横須賀美術館の運営の状況の評価及びその評価の結果に基づく改善策に関する事項について審議すること。	美術館運営課
横須賀美術館美術品評価委員会	横須賀美術館において取得する美術品の評価に関する事項について審議すること。	

(プロジェクト会議)

<sup>22</sup>  
**第21条** 2以上の部又は教育機関(以下「部等」という。)の分掌事務に関連する緊要な課題に係る施策を企画調整し、その総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内横断的な組織としてプロジェクト会議(以下「会議」という。)を設置することができる。

<sup>23</sup>  
**第22条** 会議の設置に当たっては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 名称
- (2) 設置目的
- (3) 所掌事務
- (4) 構成員
- (5) 設置期間
- (6) 庶務担当課
- (7) その他の必要な事項

<sup>24</sup>  
**第23条** 会議に長及びその他の職員(以下「構成員」という。)を置く。

- 2 構成員は、会議の所掌事務に関連する部等の職員のうちから教育委員会が任命する。
- 3 会議の長は、会議の事務を総括し、他の構成員を指揮監督する。

<sup>25</sup>  
**第24条** 会議の所掌事務に関連する部等は、当該会議の職務執行に積極的に協力するよう努めなければならない。

(その他の事項)

<sup>26</sup>  
第25条 前各条に規定するもののほか、事務局等の処務並びに職員の任免、分限、服務及び給与に関しては、市長の機関の各規定を準用する。